

## Nスポーツコミッショナリ代表者会議要領（案）

### （総則）

第1条 本要領は、一般財団法人Nスポーツコミッショナリ（以下「本コミッショナリ」という。）が開催する代表者会議の運営に関する事項を定める。

### （目的）

第2条 代表者会議は、本コミッショナリの中長期計画や運営方針について幅広い意見を交換し、組織の透明性を確保するとともに、会員間の連携を促進し、多様な知見を活動に反映させることを目的とする。

### （構成）

第3条 代表者会議は、一般団体会員及び個人会員で構成し、各会員から1名程度の参加とする。

### （協議事項）

第4条 代表者会議は、第2条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- (1) 中長期計画及び主要な運営方針に関する意見集約及び提言に関すること。
- (2) 事業計画・報告・意見交換を通じ、組織の透明性を確保し、会員間の理解を深めること。
- (3) 会員間の連携促進及び地域課題の共有と解決策の検討に関すること。

第4条の2 本会議で協議された内容に基づき、必要に応じて総務委員会へ2~3名まで派遣し、専門的提言や連携を図る。

### （リーダー及び副リーダー）

第5条 会議にリーダーを置く。リーダーは構成員の互選により選出する。

- (1) リーダーは会議を円滑に進行し、参加者が意見を交わしやすい環境を整える。
- (2) リーダーに事故あるときは、副リーダーが職務を代理する。
- (3) 副リーダーは構成員の互選により2名まで選出することができる。

### （会議の開催）

第6条 代表者会議は年1回程度開催する。

### （要領の変更）

第7条 本要領は、本コミッショナリ総務委員会の議決を経て変更できる。

## N スポーツコミッショナによるスポーツ団体会議要領（案）

### （総則）

第1条 本要領は、本コミッショナが開催するスポーツ団体会議の運営に関する事項を定める。

### （目的）

第2条 スポーツ団体会議は、地域スポーツ振興を実務的に推進し、各競技団体の課題やニーズを吸い上げ、事業計画への反映や評価を行うことを目的とする。

### （構成）

第3条 スポーツ団体会議は、団体会員（競技団体のみ）の事務局長等で構成し、各団体から1名程度参加する。

### （協議事項）

第4条 スポーツ団体会議は、第2条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- (1) 各競技団体のニーズと課題の把握、事業計画への反映に関すること。
- (2) 市民の健康促進、生涯スポーツ環境の整備、地域資源の活用に関すること。
- (3) 会員間の連携強化、補助金等の情報共有と活用に関すること。
- (4) 事業報告・計画・意見交換に関すること。

第4条の2 本会議での協議内容に基づき、必要に応じて以下の専門委員会へ派遣する。

- ①総務委員会 2名まで
- ②競技力向上委員会 2名まで
- ③健康づくり委員会 2名まで
- ④地域づくり委員会 2名まで

### （リーダー及び副リーダー）

第5条 会議にリーダーを置く。リーダーは構成員の互選により選出する。

- (1) リーダーは会議を円滑に進行し、参加者が意見を交わしやすい環境を整える。
- (2) リーダーに事故あるときは、副リーダーが職務を代理する。
- (3) 副リーダーは構成員の互選により2名まで選出することができる。

### （会議の開催）

第6条 スポーツ団体会議は年2回程度開催する。

### （要領の変更）

第7条 本要領は、本コミッショナ総務委員会の議決を経て変更できる。

## N スポーツコミッショナによるジュニア育成会議要領（案）

### （総則）

第1条 本要領は、本コミッショナが開催するジュニア育成会議の運営に関する事項を定める。

### （目的）

第2条 ジュニア育成会議は、子どもたちのスポーツ環境を整備・向上し、スポーツ医科学やインテグリティ教育を推進することを目的とする。

### （構成）

第3条 ジュニア育成会議は、団体会員のジュニア育成担当者及びジュニア団体会員の指導者で構成する。各団体から1名程度参加する。

### （協議事項）

第4条 ジュニア育成会議は、第2条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- (1) 少年団やジュニアクラブ等の育成環境整備・向上に関すること。
- (2) スポーツ医科学・インテグリティ教育の推進に関すること（指導者会議と連携）。
- (3) 中学校部活動地域移行に関すること（地域づくり会議と連携）。

第4条の2 必要に応じて以下の専門委員会へ派遣する。

- ①競技力向上委員会 2～3名まで
- ②地域づくり委員会 2～3名まで

### （リーダー及び副リーダー）

第5条 会議にリーダーを置く。リーダーは構成員の互選により選出する。

- (1) リーダーは会議を円滑に進行し、参加者が意見を交わしやすい環境を整える。
- (2) リーダーに事故あるときは、副リーダーが職務を代理する。
- (3) 副リーダーは構成員の互選により2名まで選出することができる。

### （会議の開催）

第6条 ジュニア育成会議は年2回程度開催する。

### （要領の変更）

第7条 本要領は、本コミッショナ総務委員会の議決を経て変更できる。

## Nスポーツコミッショナによる指導者会議要領（案）

### （総則）

第1条 本要領は、本コミッショナが開催する指導者会議の運営に関する事項を定める。

### （目的）

第2条 指導者会議は、スポーツ指導の質の向上と専門的知見の共有を目的とし、安全で効果的な指導法の普及、最新のスポーツ科学・インテグリティ教育の情報共有を行い、指導者の資質向上を通じて「グッドコーチ」と「グッドプレーヤー」の育成を図る。

### （構成）

第3条 指導者会議は、日本スポーツ協会（JSPO）公認資格の有資格者及び同等資格の保有者で構成する。

### （協議事項）

第4条 指導者会議は、第2条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- (1) 指導者の資質向上に関すること。
- (2) 安全で効果的な指導方法の共有・普及に関すること。
- (3) スポーツ科学・インテグリティ教育の推進に関すること。
- (4) ジュニア育成会議・スポーツ団体会議との連携による指導環境改善に関すること。
- (5) その他、本会議の目的達成に必要な事項。

第4条の2 必要に応じて以下の専門委員会へ派遣する。

- ①競技力向上委員会 2~3名まで
- ②健康づくり委員会 2~3名まで

### （リーダー及び副リーダー）

第5条 会議にリーダーを置く。リーダーは構成員の互選により選出する。

- (1) リーダーは会議を円滑に進行し、参加者が意見を交わしやすい環境を整える。
- (2) リーダーに事故あるときは、副リーダーが職務を代理する。
- (3) 副リーダーは構成員の互選により2名まで選出することができる。

### （会議の開催）

第6条 指導者会議は年2回程度開催する。

### （要領の変更）

第7条 本要領は、本コミッショナ総務委員会の議決を経て変更できる。

## N スポーツコミッショナ よろ地域づくり会議要領（案）

### （総則）

第1条 本要領は、本コミッショナ が開催する地域づくり会議の運営に関する事項を定める。

### （目的）

第2条 地域づくり会議は、スポーツを通じた地域活性化を推進し、スポーツイベントの開催、合宿・交流・ツーリズムの促進、部活動地域移行への支援を通じて、地域住民が主体的に関わるスポーツ活動を創出することを目的とする。

### （構成）

第3条 地域づくり会議は、団体会員及び個人会員で構成し、各団体から1~2名程度参加する。

### （協議事項）

第4条 地域づくり会議は、第2条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- (1) スポーツを核とした地域コミュニティ活性化と経済循環に関すること。
- (2) 多様なステークホルダーとの連携強化に関すること。
- (3) スポーツイベントの誘致・開催、合宿・交流事業、スポーツツーリズム推進に関すること。
- (4) 中学校部活動の地域移行支援および新たなスポーツ文化・価値の創造に関すること。

第4条の2 必要に応じて以下の専門委員会へ派遣する。

- ①総務委員会 2名まで
- ②健康づくり委員会 2名まで
- ③地域づくり委員会 2名まで

### （リーダー及び副リーダー）

第5条 会議にリーダーを置く。リーダーは構成員の互選により選出する。

- (1) リーダーは会議を円滑に進行し、参加者が意見を交わしやすい環境を整える。
- (2) リーダーに事故あるときは、副リーダーが職務を代理する。
- (3) 副リーダーは構成員の互選により2名まで選出することができる。

### （会議の開催）

第6条 地域づくり会議は年2回程度開催する。

### （要領の変更）

第7条 本要領は、本コミッショナ 総務委員会の議決を経て変更できる。